

外国人の方の 預貯金口座・ 送金利用について

外国人材の受入れに
関わる皆様に
知っていただきたい
事項のご案内

入国後に預貯金口座の利用を開始するとき	P.2
日本で生活するために金融サービスを利用するとき	P.3
帰国するとき	P.5
外国人の方向けの情報提供	P.5
金融に関する犯罪についての注意喚起	P.6

このパンフレットは、外国人材の受入れに関わる機関（受入れ企業、就学先、登録支援機関、外国人技能実習機構・監理団体など）の皆様、外国人の方の金融サービス利用に関して知っておいていただきたいことについて解説しています。

日本では、以下の金融機関が預貯金口座を提供しています。

- 銀行
- 信用金庫
- 信用組合
- JAバンク
- JFマリンバンク
- 労働金庫

海外送金については、上記の金融機関のほか、金融庁の登録を受けた資金移動業者も取り扱っています。

入国後に預貯金口座の利用を開始するとき

預貯金口座の開設 円滑な預貯金口座開設のための支援をお願いします。

入国したばかりで日本に不慣れな外国人の方にとっては、預貯金口座の開設が、言語や口座開設上必要不可欠な手続きの複雑さなどが障害となって、難しいことが考えられます。

外国人材の受入れに関わる皆様におかれては、外国人の方の置かれている状況に応じて、例えば以下のような対応をお願いします。

- ✓**預貯金口座開設手続きのサポート・窓口への同伴**
- ✓**金融機関との会話のサポート（通訳等）**
- ✓**勤務・就学の証明 等**

預貯金口座の開設に当たっては、例えば以下のような書類等が必要になりますので、外国人の方にご説明をお願いします。

口座開設時に必要な書類等の例

本人確認書類

在留カード、パスポート等の**氏名・現住所・生年月日を確認できる書類**をご提示ください。なお、在留資格、在留期間を確認する観点から、在留カードの提示が必須となっている金融機関もあります。

印 鑑

印鑑の作成方法についてもご説明ください。なお、サインによる代替が可能な金融機関もあります。

社員証や学生証

無い場合は、受入れに関わる皆様が、金融機関での手続きに同伴してください。

※必要書類は金融機関により異なる場合があります。

金融機関は、国際社会の要請等を踏まえ、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に利用されないよう、関係法令の趣旨に従う必要があります。

その対応として、**預貯金口座開設時、及び口座開設後も必要に応じて、顧客の情報（住所や氏名、在留資格・在留期間、勤務実態、取引目的等）を確認**しています。

なお、十分な確認が取れない場合、預貯金口座が開設できなかったり、開設後の預貯金口座が使用できなくなったりすることがありますので、**金融機関から確認を求められた場合は、ご協力いただく必要がある**ことを外国人の方にご説明ください。

金融庁からは、金融機関に対して、外国人の方が円滑に預貯金口座を開設できるよう要請しております。外国人材の受入れに関わる皆様におかれては、上記の事項についてご理解とご協力をいただけますと幸いです。お困りの点があればお気軽に金融機関にご相談ください。

日本で生活するために金融サービスを利用するとき

給与の支払い 給与振込口座を設定してください。

給与の支払いにあたっては、支払いの確実性や適正性の観点から、預貯金口座振込が望ましいとされているため、受入れ企業の皆様におかれては、預貯金口座振込の手続きを行っていただくようお願いいたします。

なお、特定技能の在留資格で受け入れた外国人の方に対しては、法令により、給与の支払いを預貯金口座振込の方法で行うことが求められております。預貯金口座振込以外の支払い方法をとった場合には、事後に出入国在留管理庁長官に対して、その支払いの事実を裏付ける客観的な資料を提出し、出入国在留管理庁長官の確認を受けることが求められます。

公共料金等の支払い 公共料金等の自動引落とし設定等のサポートをお願いします。

以下のようなものの支払いには、預貯金口座からの自動引落とし(口座振替)が便利であることを伝えてください。

- ☑ 電気、ガス、水道などの各種公共料金
- ☑ 電話、インターネットなどの通信料金

また、取扱いのある金融機関でデビットカードを申し込めば、お店・インターネットでの支払いに使うことができることも、伝えてください。

なお、受入れに関わる皆様には、必要に応じて書類記入やインターネット申し込みなどの手続きのサポートを行っていただくようお願いいたします。

住所や在留資格・在留期間の変更 外国人の方の住所や在留資格・在留期間が変わったときなどは、金融機関での手続きが必要であることを伝えてください。

外国人の方が以下のようなケースに該当する場合は、金融機関での手続きが必要であることを伝えてください。

- ☑ 住所や在留資格、在留期間が変わったとき
- ☑ 退職・退学したとき
- ☑ 通帳やキャッシュカードをなくしたとき 等

また、受入れに関わる皆様におかれましても、**外国人の方と連絡が取れなくなった場合等**、外国人の方の置かれている状況に応じて、金融機関にご連絡いただく等の対応をお願いします。

母国への送金

母国へ送金するときは、
銀行や資金移動業者の送金サービスが利用できます。

外国人の方に「母国へ送金したい」といったニーズがある場合は、銀行や資金移動業者(※)による送金サービスについて、ご案内をお願いします。

なお、年々複雑化・高度化するマネー・ローンダリング等の手口に対抗できるよう、金融機関では様々な確認手続きを行うなどの対応を行っています。銀行・資金移動業者が送金の目的や原資について必要な確認を行うことで、送金に時間が掛かったり、銀行や資金移動業者の判断で送金をお断りしたりすることもある点についても、併せてご案内をお願いします。

▶ 免許・許可・登録等を受けている業者一覧

下記の2次元コードから預金取扱等金融機関または資金移動業者を確認してください。



日本語版：

<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>



英語版：

<https://www.fsa.go.jp/en/regulated/licensed/index.html>

海外送金に対応しているかどうか、送金できる国・地域は、銀行・資金移動業者により異なります。詳しくは、各銀行・資金移動業者にお問い合わせください。

免許等のある銀行等の金融機関や登録等を受けた資金移動業者が行う送金サービス以外は「違法」です。外国人の方が絶対に利用することのないよう、注意喚起をお願いします。

※ 資金移動業者とは

- ・ 銀行等以外の者で、為替取引を業として営む者を指します。
- ・ 資金移動業を営むには、「資金決済に関する法律」に基づき、事前に金融庁の登録等を受けなければなりません。
- ・ 違法業者についての情報は、金融庁・財務局又は警察までご連絡ください。

帰国するとき

預貯金口座の解約

帰国することになり、預貯金口座を利用しなくなるときは、預貯金口座の解約を促してください。

帰国する外国人の方が、犯罪行為であるとの認識が薄いま、小遣い稼ぎ等を目的として**預貯金口座**（預金通帳・キャッシュカード等）を売却する事例が多発しています。

売却された預貯金口座は、振り込め詐欺等の犯罪収益の受渡しに使用されることがあります。そういった行為に関わると、法令による処罰や、国外退去処分、入国禁止につながる場合があります。

そのため、外国人の方が、在留期間が終わるなどの理由により**帰国することとなった場合は**、金融機関の窓口に行き、**預貯金口座を解約する必要があります**（再入国するなどの予定があり、引き続き預貯金口座を利用することが見込まれる場合は、金融機関に相談する必要があります）。

受入れに関わる皆様におかれては、外国人の方の置かれている状況に応じて、例えば以下の対応をお願いします。

- ☒ 口座解約の働きかけ（金融犯罪に係る注意喚起を含む）
- ☒ 金融機関への連絡
- ☒ 金融機関と相談するよう助言
- ☒ 口座解約手続きへの同席 等

外国人の方向けの情報提供

金融庁では、長期在留予定の外国人の方向けに、預貯金口座や送金の利用について知っていただきたい事項をまとめたパンフレット「日本でくらすための銀行口座や送金の使い方」を作成（15言語に翻訳）していますので、ご活用ください。

パンフレットは日本語のほか、やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語、スペイン語、ミャンマー語、クメール語（カンボジア語）、モンゴル語、ネパール語、トルコ語、ウクライナ語で用意しています。





以下の行為は「犯罪」です。

受け入れた外国人の方が絶対に関わらないよう、注意喚起してください。

預貯金口座の売買・譲渡

通帳やキャッシュカードを売却・譲渡・貸与したり、インターネットバンキングのログイン情報を教えたりして、預貯金口座を他人に利用させること。

偽造カードへの関与

キャッシュカード・デビットカード・クレジットカード等の偽造に関与することに加え、偽造されたカードを所持・使用すること。

地下銀行やヤミ金融

必要な免許等や登録を受けずに海外送金サービスを行うことなど（地下銀行）。
必要な登録を受けずに貸金業を行うこと（ヤミ金融）。

マネー・ロンダリングへの関与

犯罪による収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為（マネー・ロンダリング）が疑われるような取引に関わること。

[お願い]

- ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の普及等に伴い、金融犯罪の動向・手口は巧妙化・悪質化しています。
- 外国人の方が疑わしい取引に巻き込まれていると感じた場合や、預貯金口座の売買などに関する情報をお持ちの場合は、金融庁・財務局または警察までご連絡ください。
- 金融庁や財務局の職員、銀行員などがキャッシュカードのカード番号や暗証番号を聞くことは絶対にありません。外国人の方がだまされないように注意喚起をお願いします。

金融庁・財務局の窓口

金融庁

金融庁の相談窓口（電話受付時間：平日 午前10時～午後5時）

▶ 金融サービス利用者相談室 0570-016811
(IP 電話からは 03-5251-6811)

▶ 英語ワンストップ窓口 e-mail: equestion@fsa.go.jp

「外国人の受入れ・共生に関する金融関連
施策について」はこちら

金融庁HP



財務局

各財務局・財務事務所（電話受付時間：平日 午前9時～午後4時）

北海道財務局
(011-709-2311)

函館財務事務所(0138-47-8445)
釧路財務事務所(0154-32-0701)
小樽出張所(0134-23-4103)

旭川財務事務所(0166-31-4151)
帯広財務事務所(0155-25-6381)
北見出張所(0157-24-4167)

東北財務局
(022-263-1111)

青森財務事務所(017-722-1461)
秋田財務事務所(018-862-4191)
福島財務事務所(024-535-0301)

盛岡財務事務所(019-625-3351)
山形財務事務所(023-641-5177)

関東財務局
(048-600-1111)

水戸財務事務所(029-221-3188)
前橋財務事務所(027-221-4491)
東京財務事務所(03-5842-7011)
新潟財務事務所(025-281-7501)
長野財務事務所(026-234-5123)

宇都宮財務事務所(028-633-6221)
千葉財務事務所(043-251-7211)
横浜財務事務所(045-681-0931)
甲府財務事務所(055-253-2261)

北陸財務局
(076-292-7860)

富山財務事務所(076-432-5521)

福井財務事務所(0776-25-8230)

東海財務局
(052-951-1772)

岐阜財務事務所(058-247-4111)
津財務事務所(059-225-7221)

静岡財務事務所(054-251-4321)

近畿財務局
(06-6949-6390)

大津財務事務所(077-522-3765)
神戸財務事務所(078-391-6941)
和歌山財務事務所(073-422-6141)

京都財務事務所(075-752-1417)
奈良財務事務所(0742-27-3161)

中国財務局
(082-221-9221)

鳥取財務事務所(0857-26-2295)
岡山財務事務所(086-223-1131)

松江財務事務所(0852-21-5231)
山口財務事務所(083-922-2190)

四国財務局
(087-811-7780)

徳島財務事務所(088-622-5181)
高知財務事務所(088-822-9177)

松山財務事務所(089-941-7185)

九州財務局
(096-353-6351)

大分財務事務所(097-532-7107)
鹿児島財務事務所(099-226-6155)

宮崎財務事務所(0985-22-7101)

福岡財務支局
(092-411-7281)

佐賀財務事務所(0952-32-7161)

長崎財務事務所(095-827-7095)

沖縄総合事務局
(098-866-0091)